

『災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定』

(電気・機械設備関連)

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

平成30年3月28日

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所長 淡中 泰雄

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定（電気・機械設備関連）
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の電気・機械設備等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、早期情報収集及び応急対策を実施するにあたり、双方が出動の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書は別紙1のとおり
- (4) 期間 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に

に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成14年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡し完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかで、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成要領は次表のとおりとする。

評価項目	留意事項
(1) 工事の施工実績 【等式-1】	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成14年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡し完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のうち受注金額が500万円以上の代表的なものを1件記載する。 ② 可能な限り国土交通省発注工事（成績が60点未満のものを除く）から選定する。 ③ CORINSの写し（登録されていない場合は、契約書の写し）を添付する。 ④ 施工実績が無い場合は協定を締結しない。
(2) 災害時に出勤できる技術者、作業員の状況 【様式-2】	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に出勤可能な技術者、作業員の出勤体制を記載する。 ② 技術者、作業員は、自社、協力会社に所属又は手配することが出来る人数とするが、協定期間中、災害時に早急に横浜国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。 ③ 出勤の体制が不明確な場合は協定を締結しない。
(3) 業務対応できる設	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務対応可能な設備状況を記載する。

備状況 【様式－3】	② 記載が不明確な場合は協定を締結しない。
(4) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約締結状況 【様式－4】	① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約を締結している場合は記載する。 ② 複数締結している場合はすべて記載する。 ③ 他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。

(2) 技術資料の提出

1) 様式を横浜国道事務所HP (※) からダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス : <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認の出来るもので受付期間の消印有効）して下さい。

・受付期間：平成30年3月28日(水)から平成30年4月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

・受付場所：関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：宮崎）

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2

TEL 045-316-3543（防災情報課直通）

FAX 045-316-3558（防災情報課直通）

3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。

4) 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD）で提出してください。なお、様式－1～5については1)でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とします。図面等の添付資料はPDFファイルとします。

4. 協定の締結に関する事項

(1) 協定は、提出された技術資料を基に各項目を総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とするので注意すること。

(2) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。
（平成30年4月下旬を予定）

(3) 協定締結者への通知

①通知方法：書面をもって横浜国道事務所長から通知する。

②選定通知：平成30年5月中旬頃の発送予定で郵送する。

5. 非選定理由に関する事項

(1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって横浜国道事務所長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の

休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、横浜国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(3) (2) の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

①受付場所：関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：宮崎）

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2

TEL 045-316-3543（防災情報課直通）

②受付期間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

(4) (2) の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5) (2) の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。

(3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用することはありません。

(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。

(5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された技術資料は返却しない。

(7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

(8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2

関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：宮崎）

TEL 045-316-3543（防災情報課直通）

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案）
（電気・機械設備関連）

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、横浜国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の電気・機械設備等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり双方が出動の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条（協力要請）

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、「業務」の協力を要請することが出来るものとする。また、「業務」を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条（業務の内容）

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検

所管施設に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

【主な設備】

道路照明設備、道路情報設備、CCTV設備、受変電設備、光ファイバーネットワーク設備、多重無線通信設備、地下道監視設備、テレマタ設備、道路排水設備、道路トンネル非常用設備、共同溝附帯設備、非常用井戸設備、その他甲の指示する設備等

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起を行うための案内板や標識等を設置する。

③応急復旧

被災した所管施設の機能回復に必要な応急復旧作業を実施する。

④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓

練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

第4条（業務の実施区間）

業務の実施区間は、別図の横浜国道事務所管内とする。

第5条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき「業務」の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

3 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第6条（業務の指示等）

「業務」の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2 前条2項により出動した場合は、乙の判断により「業務」を実施し、出張所長へ報告するものとする。

第7条（契約の締結）

甲は、第5条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第8条（業務の実施報告）

乙は「業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

2 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

第9条（業務の完了）

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を出張所長に報告するものとする。

第10条（費用の請求）

乙は「業務」完了後（防災訓練を除く）、当該業務に要した費用の見積書を出張所長経由で甲に提出するものとする。

第11条（費用の支払）

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第7条に基づき、その費用を支払うものとする。

第12条（損害の負担）

「業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第13号（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第14条（有効期限）

この協定の期間は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までとする。

第15条（協定の解約）

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第16条（その他）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても「業務」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

- 2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性という災害活動実績には認めないものとする。
- 3 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第17条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所長 淡 中 泰 雄 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印